

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

理不尽なクレーマーに 悩まされています…

Q

厄介なご相談に上がりました。郊外の分譲地を購入していて、先日念願のマイホームを建て始めたのですが、隣に厄介な人が住んでいることが分かったのです。いえ、暴力団ではありません。世帯主は検事ですが、単身赴任中で官舎住まいをしているようです。留守宅の家族は、専業主婦の妻と小学生の子供です。着工以後、ほぼ毎日のように業者宛てに直接、ないしは電話でクレームが入るようになりました。工事の音がうるさい、5時には工事をやめろ、お盆は工事をするな、車を家の前に停めるな、果ては冷暖房の吹出し

口を自宅のほうに向けようにしてくれ、風呂場をのぞかれると嫌だから塀を高くしてくれ、葉っぱが自分方に落ちてこないよう木の種類を考えて植えてくれ：等々。そのうちのいくつかについては口だけではなく要望書まで出され、業者共々呆れ、かつ憤っています。

業者も長い間やってきたけれどこれほどひどいクレーマーは初めてとのこと。もちろん別の隣人も、裏の人からも、何のク

レームもありません。

言ってくるのは妻ですが、主人から渡してくれと言われたと名刺をよこしたので、職業が分かりました。一度呼ばれて家に伺った時在宅していて、自分は検事だ、だから法的に正しいことを要望しているといった趣旨の発言もされました。こういうことが許されてよいのでしょうか。ただなにぶん隣人なのでこれからどうすればよいのか、ご教示を頂ければ助かります。

聞いているだけでため息が出ますね。そういう方、いるんですよね。いわゆるクレーマー。業者の方は工事が終われば関わることもないでしょうが、これからずっとそういう人と隣人であるのは、一生ものの持ち家だけに、考えたただけでうんざりしますね。

相隣関係は互いに受忍義務を負います。音や声、匂いその他、普通に生活する場で発生する程度のことは互いに我慢をしなければならぬ。その限度を超えて初めて、差止めや不法行為の損害賠償といった法的な問題が発生します。

その基本を分かってもらうのが一つの手ではあるのですが、クレーマー自身が法律家で、自分たちには問題がないと言い切っているのでは、呆れてものも言えません。検事の質が落ちていると言われて久しいけれど、なるほどどこまで落ちているのですか。常識で考えても、権力のある公務員の名刺を、私的な場に出すのは、一種の地位利用であり職権乱用でしょう。



検察官の懲罰については、検察官適格審査会があり、また一連の検察不祥事を受けて最高検察庁に監察指導部が設けられました。しかしこれらが本件にも機能するかとなると、職務に関する不祥事ではないので取り上げてもらえないような気がします。第一、相手はもともとクレーマーなので、訴えたことでもた文句を言ってきてトラブルが大きくなるおそれもあります。そこで、どうでしょうか。弁護士に依頼して内容証明を出し

てもらおうというのは、法的に問題がないことを法律家の立場で言ってもらい、もし問題があるというのであればそちらから法的措置を取ってください、と言うのです。その際「検事の名刺を出すなど同じ法曹としていかがかと思う」と添えておけばだいぶ効き目があるはず。法律家から正しい文書を出したにもかかわらず、訳の分からない対応をしてくるようであれば、それこそ検察に、問題だとして上げることもできるでしょう。

弁護士に依頼して内容証明を出してみてもは。 法的な手続きで問題のないことを明らかにしましょう。

A